

称号・段位審査規則の一部改正について

<現行>

(受審資格)

第 16 条 段位を受審しようとする者は、加盟団体の登録会員であって、次の各号の条件を満たさなければならない。

- 1 初段 一級受有者で、中学校 2 年生以上の者
- 2 二段 初段受有後 1 年以上修業した者
- 3 三段 二段受有後 2 年以上修業した者
- 4 四段 三段受有後 3 年以上修業した者
- 5 五段 四段受有後 4 年以上修業した者
- 6 六段 五段受有後 5 年以上修業した者
- 7 七段 六段受有後 6 年以上修業した者
- 8 八段 七段受有後 10 年以上修業し、年齢 46 歳以上の者

<改正>

(受審資格)

第 16 条 段位を受審しようとする者は、加盟団体の登録会員であって、次の各号の条件を満たさなければならない。

- 1 初段 一級受有者で、満 13 歳以上の者
- 2 二段 初段受有後 1 年以上修業した者
- 3 三段 二段受有後 2 年以上修業した者
- 4 四段 三段受有後 3 年以上修業した者
- 5 五段 四段受有後 4 年以上修業した者
- 6 六段 五段受有後 5 年以上修業した者
- 7 七段 六段受有後 6 年以上修業した者
- 8 八段 七段受有後 10 年以上修業し、かつ、満 46 歳以上の者

附 則 (平成 23 年 3 月 30 日一部改正)

この一部を改正した規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。